

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金単価について  
【令和3年5月期・概算払】

令和3年7月16日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

令和3年5月に販売された交付対象牛に適用する概算払いの交付金単価について、下記のとおり公表します。

記

1. 肥育牛1頭当りの交付金単価（令和3年5月期・概算払）

| 区分  | 肉専用種 | 交雑種 | 乳用種       |
|-----|------|-----|-----------|
| 香川県 | —    | —   | 21,420.5円 |

※交付金単価について、肉専用種は県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回った（県の平均販売価格が、全国平均販売価格より大幅に高かった）ため、香川県単独での算定、交雑種・乳用種は、全国単価を適用

※肉用牛1頭当たりの交付金単価（概算払）は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額

※肉専用種について、生産者積立金が払底したため、3月までに負担金を納付済みの牛も含めて国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付となるため、表示も国費分（交付金単価の4分の3相当額）とする。

※交雑種・乳用種の納付猶予牛については、国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付とする。